

第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人エール・フォーユー

②評価調査者研修修了番号

S2021021
SK2021040
S2024009
SK2021038

③施設名等

名 称：	むつみハイム
施設長氏名：	施設長 高柳 茂治
定 員：	20世帯
所在地(都道府県)：	山形県
所在地(市町村以下)：	山形市小白川町五丁目18番9号
T E L：	023-632-5075
U R L：	https://www.mutsumi-heim.com/
【施設の概要】	
開設年月日	1958/6/18
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人出羽むつみ会
職員数 常勤職員：	9名
職員数 非常勤職員：	3名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（イ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	6名
有資格職員の名称（エ）	公認心理師
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（オ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（カ）	医師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	2LDK・17室 1LDK・3室
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】 母子生活支援施設は、児童福祉法、児童憲章や母子生活支援施設運営指針及び倫理綱領の精神に則り、母親と子どもに最善の利益を保障すると共に、母と子の権利擁護を守り、生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。そのために、むつみハイムは、母と子のそれぞれの人格と個性を尊重して自立への歩みを支えるとともに、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子及び地域社会から信頼される施設として支援を行うことをめざします。 【基本方針】 むつみハイムは、母子家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を基本方針とし、きめ細やかな支援を必要とする利用者に対し、安心して暮らせる生活環境を整え、相談・子育て支援・児童の健全育成・就労とアフターケア等を積極的に支援し、ひとり親家庭の自立促進を図ることを目標としています。むつみハイムには、児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害を受けた母子や障害のある母子、外国人の母子など、多様で困難な課題のある利用者が増加しており、権利を侵害された人々に対するケアの個別化を図り、癒しとその後の自立に向けて、利用者との信頼関係を構築し、利用者が安心して暮らせる、自立出来るよう支援体制を充実していきます。 また、第三者評価事業の評価を基本方針に反映させ、随時、自己評価に取り組み支援の向上を図っていきます。職員においては、従来にもまして高い専門性が要請されることから、人事評価を行いながら、研鑽と資質向上に励んでいきます。
--

⑤施設の特徴的な取組

配偶者暴力などにより、母はもとより子どもも複雑多岐な課題を抱えている現状に対応するため臨床心理士等を配置して心のケアの充実に努めています。 また、近隣市町からの受託事業としてショートステイ・トワイライト事業を実施したり、保育実習生や介護等体験の学生の受入など地域社会への福祉貢献にも努めています。
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/10/22	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/1/28	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度（和暦）	

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. こどもと母親の主体性を重視し自立を促す取組について

①職員の基本姿勢について

DV被害や厳しい家庭環境を経験したこどもと母親が安心して暮らせるように、必要に応じて心理職と密に連携を取り、専門家による指導を受けながら適切な支援に努めています。こどもや母親との信頼関係づくりを丁寧に行い、できていることを認め寄り添う姿勢を大切にしています。

②こどもの自立に向けて

保育室の利用を促し保育を通じてこどもの生活リズムを整え、こどもの世話や遊びなど母親が養育ができるよう支援しています。学童・生徒には学習習慣を身に付けるようかわり、ボランティアによる学習指導も行っています。職員の見守りのもと、友達が遊びに来られる場所を提供し、こども同士の関係がつかれるようトラブルにも適切にかかわり成長を見守っています。こども会の支援や主体性を認める支援により、こども自らイベントを企画し楽しんでいます。

③母親の自立に向けて

最近の母親の傾向を踏まえたうえで、母親同士の関係づくりにも配慮しながら支援に取り組んでいます。楽しい思い出づくりのイベント等に、企画の段階からアイデアを出してもらい役割分担し主体性を育てて自立に向けた働きかけを行っています。母親会（常会）ではフロアのまとめ役を体験してもらい、地域社会に出た時の経験を積んでもらっています。自立に向けて、補完保育や学童保育を行い、母親の就業を支援しています。

2. 業務の実効性を高める環境整備について

事務室の拡張工事・机の配置替え、駐車場の自動散水装置の設置など、職員が働きやすく業務の改善につながる環境整備を積極的に行っています。事務室は職員が多く時間を過ごす場であり、動きやすく安心して業務ができるよう整備を行ったことで、施設を出入りするこどもや母親への目配りや声がけがしやすくなるなどかわりやすくなり、支援の基本となる日常からの信頼関係構築に役立っています。駐車場は同法人で併設する保育所と共用しており、自動散水装置の設備により早朝の除雪の労力を大きく軽減することができ、天候によって本来業務に支障が出ないような環境が整備されています。また、朝夕の車両の出入りなど事故防止にも繋がっています。

◇改善を求められる点

1. 中・長期的なビジョンと計画の策定について

平成14年度の新築移転から20年以上経過していることから、居室や乳児室のリフォームなど改修・改善事業については、単年度計画に順次盛り込んで実施されていますが、今後見込まれる施設・設備の更新や事業内容、新規事業、人材確保などについて、中・長期的なビジョンを明確化した計画策定が望まれます。また支援が必要なこどもや母親に情報が伝わるよう各福祉事務所との情報共有や連携等を継続しながら、施設の高機能化、多機能化が進められるように期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は当施設を第三者評価していただき誠にありがとうございました。自己評価だけでは気付かないような施設の持つ強みなど、高い評価をいただいた点に関しては、今後も同様の評価をしていただけるよう、一層の研鑽を図って参りたいと思います。利用者へは安心安全な環境の下で母と子の主体性を尊重する支援を継続するとともに、地域（各福祉事務所など）へは施設自身の強みを活かした情報提供をし、利用者と地域から選ばれる施設を目指して参りたいと考えています。今後とも計画的な施設設備の更新や人材確保など、中長期的視点に立った計画や高機能化、多機能化も検討していきたいと考えます。今回の受審により、県内唯一の施設として、その重要性、必要性を再認識したところです。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	☐ 理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもと母親への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
【コメント】		
理念、基本方針は、パンフレットやホームページに明記されている。子どもと母親へは入所時に説明する他、母親会(常会)や、行事・イベントの機会に伝えている。職員には入職時に伝え、事業計画にも明記し職員会議の場で周知している。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	☐ 子どもと母親の数・子どもと母親像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもと母親に関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	☐ 定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもと母親の推移、利用率等の分析を行っている。	
【コメント】		
施設を取りまく環境については、研修参加や国からの情報によって把握している。毎年、理事会での中間報告と決算時に、経営状況について分析・把握している。支援が必要な子どもと母親像は社会状況と共に変化があり、最近の利用者の傾向等を感じ取って支援している。コストや利用者数の推移分析に努めているが、入所が必要な子どもと母親の数は予測の難しさを感じている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	☐ 経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
【コメント】		
理事会での課題の共有、解決・改善に向けた議論をしている。理事会の結果は職員に周知し、具体的な取組を検討している。支援が必要な子どもや母親に情報が伝わるよう各福祉事務所を訪問して情報共有や連携に取り組んでいる。課題の解決・改善に向けて、今後の具体的な取組に期待したい。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
【コメント】 今後見込まれる施設・設備の更新や事業内容、新規事業、人材確保などについて組織的に検討を進め、中・長期的なビジョンを明確化した計画策定が望まれる。親子関係再構築支援、地域のひとり親家庭への支援など、施設の高機能化、多機能化が進められるよう期待したい。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
【コメント】 個室のリフォームなど、複数年にわたる事業については、単年度計画に落とし込んで実行している。事業計画の評価は職員と共に事務局が中心となっており、常任委員会で検討後、理事会が議決し、次年度の事業計画に繋げている。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	
【コメント】 新規事業や予算が必要な事業については早い時期から職員が検討を始めている。計画の実施状況は、理事会開催時に把握し見直しを行っている。事業計画の組織的な評価・見直しと、前年度から継続する事業についてもさらに職員の意向を反映し理解を深める取組に期待したい。		

②	7 事業計画は、子どもと母親に周知され、理解を促している。	a
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもと母親に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や母親会等で説明している。	
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもと母親がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	☐ 事業計画については、子どもと母親の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
【コメント】		
事業計画は、母親会(常会)や子ども会を通じて周知している他、行事などについてはプリント、掲示物などでも知らせている。行事に企画からかかわってもらい、母親の理解や参加を促すように工夫している。子どもへの周知は、少年指導員が内容を分かりやすく伝えている。		

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	☐ 支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	
【コメント】		
毎年職員が自己評価し管理者との面談で支援の振り返りを行っている。外部講師による2か月に1回の定期的な指導を受け、支援の質の向上に取り組んでいる。定期的に第三者評価を受審しており職員間で共有しているが、結果内容について検討や改善する機会を設けるよう期待したい。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
【コメント】		
行事については、職員が振り返りをもとに次回計画に反映させる仕組みとしている。施設として取り組むべき課題は、職員会議の話し合いを記録として文書化して回覧し、改善策はそれぞれの担当部会で話し合っている。改善策を実行する体制を作り、計画的に解決・改善に向けて取り組むことが望まれる。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 ☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 ☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。 ☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 ☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	a
【コメント】		
施設長の経営・管理に関する方針と取組は、年度始めに職員会議で表明して、職務分掌で文書化し明確にしている。機会があれば広報誌などでも表明し、母親には母親会(常会)での施設長挨拶で伝えている。副施設長を任命し、施設長不在時の権限移譲を明確化している。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 ☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。 ☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 ☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 ☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	a
【コメント】		
施設長は、2年に1回の施設長研修に参加する他、全国母子生活支援施設協議会、北海道東北母子生活支援施設協議会、宮城県母子生活支援施設連絡協議会等に参加し、遵守すべき法令や倫理を正しく理解するように努めている。復命書や職員会議で職員に対して周知し、最新の内容について理解してもらっている。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 ☐ 施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ☐ 施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ☐ 施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ☐ 施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ☐ 施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 (社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	b
【コメント】		
施設長は法人の事務局長を兼務し、法人全体の運営を実務的に担っている。上から一方的に管理するのではなく、職員の声を積極的に聞き取り、職員の意見を反映して質の向上に意欲的に取り組もうと努めている。現状を定期的に把握し、評価・分析して、質の向上に関する課題を施設長として理解・検討し、課題改善に繋げるよう期待したい。		

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
【コメント】		
母子や来訪者を迎えやすいよう事務室のレイアウトを改善し、駐車場の自動散水装置を設置するなど、環境整備についてリーダーシップを発揮し、職員が働きやすいよう計画・実行している。法人が継続的に運営していけるよう経営改善に向けて情報把握に努めているが、今後の具体的な取組に期待したい。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	☐ 支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
	(社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	
【コメント】		
福祉人材を確保するために、ハローワークや福祉人材センター等と連携して人材の確保に努めている。定数外の加算職員として心理療法担当職員等を配置し、専門職員の機能を活かし、支援の質の向上を図っている。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
	☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
【コメント】		
施設の「期待する職員像」については全国母子生活支援施設協議会倫理綱領にもとづいて、職員に周知している。職員との個別面談に力を入れ、規程にもとづいた人事評価を行っており、給与に反映させている。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	

【コメント】

施設長が職員の就業状況を把握し、人事・労務管理の責任体制を明確にしている。年2回、定期的に職員との個別面談の機会を設けている。年次有給休暇とは別に夏休みを3日間実施しているほか、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいる。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

人事評価制度にもとづき、職員に2～3項目の目標を設定してもらい、中間面談により進捗状況の確認が行われており、年度末面談では達成度の確認が適切に行われている。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	☐ 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【コメント】

事業計画に研修計画(内部研修・外部研修)が記載されており、計画にもとづき受講し、研修後は職員への伝達や、復命書の閲覧により情報共有が行われている。外部研修には職種・経験年数を考慮し参加させている。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
【コメント】		
個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握し、職員一人ひとりの状況に応じた教育・研修の機会を確保している。山形県公認心理師・臨床心理士協会会長による年6回の指導を受けており、個別のケース検討、支援の在り方についての研修が行われている。		
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
【コメント】		
事業計画に施設機能を活かした地域貢献として、保育実習生、介護体験等学生の受入れと支援を行うことを明記しており、実施マニュアル・実施プログラムを用意している。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
①	b
21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	
☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	
☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
【コメント】	
ホームページやWAMNET（福祉・保健・医療情報）にて情報公開している。現在ホームページの更新は外部委託しており年1回となっている。今後、施設内で更新しタイムリーな情報発信ができるように期待したい。広報誌を年2回程度発行しており施設の取組や職員の紹介等を行っている。	

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
【コメント】		
年1回会計事務所に依頼し実施している。経営状況のタイムリーな把握や、早期の問題発見と対策、予算実績管理の観点からは定期的な内部監査を受けることが望まれる。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こども、母親と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	☐ こどもと母親の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	☐ 施設やこどもと母親への理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
	☐ こどもと母親の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどもと母親のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
	(母子生活支援施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
【コメント】		
地域貢献として、施設機能を活かした地域のこどもたちや住民に、集会室、学習室の開放、テントや図書等の貸出しを行っている。こども・母親は必ず町内会、こども会に入会し、お祭り等の地域行事に参加している。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	☐ ボランティアに対してこどもと母親との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
【コメント】		
ボランティア活動を積極的に受入れることを事業計画に明記しており、地元大学生ボランティアにより小中学生に対する学習支援や余暇活動を行っている。ボランティア受入れに関するマニュアルは整備されている。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもと母親の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	☐ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どもと母親のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

【コメント】

福祉事務所、児童相談所、医療機関などの関係機関・団体のリスト等資料を作成し、定期的な情報共有も行っている。関係機関から母親がスムーズに支援が受けられるように、車のない母親には送迎や同行支援も行っている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	

【コメント】

施設長が自治会に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。地域の夏祭り・盆踊りへの利用者の参加等、地域交流を深める支援を行っている。施設機能を活かし、地域の子どもたちや住民に、集会室、学習室を開放し、地域貢献を行っている。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	☐ 施設(法人)が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	

【コメント】

施設行事に地域の方にも参加してもらい交流を進めている。地域の子育てニーズに対応し、2歳児～小学生までの児童を一時的に預かるショートステイ事業を行っている。新規事業として18歳までの子どもと母親を受入れる親子ショートステイ事業も行っている。

Ⅲ 適切な支援の実施

1 こどもと母親本位の支援

(1) こどもと母親を尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもと母親を尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 ☐ 理念や基本方針に、こどもと母親を尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐ こどもと母親を尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐ こどもと母親を尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。 ☐ こどもと母親の尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。 ☐ こどもと母親の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	b
【コメント】		
全国母子生活支援施設協議会倫理綱領や運営ハンドブック等にもとづいた、こどもと母親を尊重した支援内容が職員に周知されており、定期的な自己評価の実施やスーパーバイザーからの指導を受けながら支援の質の向上に取り組んでいる。多様な生活歴を把握し、配慮した支援をしているが、こどもと母親の求めているものを把握・理解しようと努めながら、利用者自身が大切に接してもらっていると実感できる更なる支援が望まれる。		
②	29 こどもと母親のプライバシー保護に配慮した支援が行われている。 ☐ こどもと母親のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。 ☐ 一人ひとりのこどもと母親にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどもと母親のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 ☐ こどもと母親にプライバシー保護に関する取組を周知している。	a
【コメント】		
入所時の面談において、こどもと母親のプライバシー保護に関する取組について説明し理解を得ている。プライバシー保護に配慮したうえで全国母子生活支援施設協議会倫理綱領も掲示し、また、運営ハンドブック等にもとづいて実施している。		
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 こどもと母親に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 ☐ 理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。 ☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ☐ 施設に入所予定のこどもと母親については、個別に丁寧な説明を実施している。 ☐ 見学等の希望に対応している。 ☐ こどもと母親に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	a
【コメント】		
パンフレット類は写真等を使用したり、専門的な表現を避けてできるだけわかりやすい表現に工夫している。希望者には、施設見学の実施により入所後の生活がイメージできるように配慮し、福祉事務所との相談を通じて同意を得たうえで入所している。関係機関に対し会議の際にパンフレット等を配布し、情報を提供している。		

②	31 支援の開始・過程において子どもと母親にわかりやすく説明している。	a
	□子どもと母親が自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について子どもと母親ができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
	□支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。	
	□支援の開始・過程においては、子どもと母親の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	□意思決定が困難な子どもと母親への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
【コメント】		
入所時には生活のしおりを活用し丁寧に説明している。学童については、少年指導員も加わり要望等を聞いて不安を軽減しながら施設等での決まりなどを説明している。支援の開始・過程においては、職員の担当制により信頼関係をつくりながらかわりをもつようにしている。		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	□支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
	□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	□施設を退所した後も、施設として子どもと母親が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	□施設を退所した時に、子どもと母親に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
【コメント】		
地域等への移行にあたり、退所先の福祉事務所等との情報交換などを行い、生活の自立に向け支援している。また、退所後の相談や訪問支援、行事への招待などのアフターケアも実施している。		
(3) 子どもと母親の満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもと母親の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	□子どもと母親の満足に関する調査が定期的に行われている。	
	□子どもと母親への個別の相談面接や聴取等が、子どもと母親の満足を把握する目的で定期的に行われている。	
	□職員等が、子どもと母親の満足を把握する目的で、子どもと母親会等に出席している。	
	□子どもと母親の満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子どもと母親参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
【コメント】		
子ども会や母親会（常会）のほか、子どもと母親それぞれ年2回の個別面談を実施し、意見や要望等を把握している。内容や必要に応じて、施設全体で検討できる仕組みもあるが、アンケート調査を行うなど多様な意見等を集約し、改善に向けた取組に期待したい。		

(4) こどもと母親が意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	☐ 支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもと母親に配布し説明している。	
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもと母親が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもと母親に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもと母親のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
	☐ 苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

【コメント】

苦情解決の体制が整備されている。気兼ねなく意見等を表せることができるように、意見箱設置のほか入所時や母親会(常会)において周知している。今後、定期的に用紙を配布して要望等を募るなどアンケートを試みることも検討している。

②	35 こどもと母親が相談や意見を述べやすい環境を整備し、こどもと母親に周知している。	b
	☐ こどもと母親が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	☐ こどもと母親に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	

【コメント】

担当制職員による相談窓口の役割をつくり、意見等を述べやすいように工夫している。どの職員でも相談・要望等に柔軟に応じることができるように、困ったときなど相談しやすいさらなる体制づくりに期待したい。

③	36 こどもと母親からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の支援の実施において、こどもと母親が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもと母親の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	☐ 意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

こどもや母親からの相談や意見等については都度職員が対応し、内容に応じて専門職員や施設長もかかわるなど施設全体で取り組み、検討結果を母親会(常会)等にて報告している。苦情解決規程の内容について、今年度見直しを予定している。

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 ☐ こどもと母親の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	b
【コメント】		
こどもの屋外での遊び場において、駐車スペースもあるため危険がないか、ブランコ等でけがをしないようになど安全な環境整備に努めている。ヒヤリハット等の報告を職員で共有し、施設長がこどもと母親に対して口頭や文書配布により注意を喚起し事故防止に取り組んでいる。		
②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもと母親の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 ☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。 ☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。 ☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	b
【コメント】		
感染症対応マニュアルを作成し、検温や消毒を行って感染防止に取り組んでいる。新型コロナやインフルエンザ等の感染症の対策として、感染拡大防止のため買い物代行支援等も行っている。こどもと母親および職員の健康管理として、インフルエンザ予防接種を受けやすいように施設での費用負担を実施している。		
③	39 災害時におけるこどもと母親の安全確保のための取組を組織的に 行っている。 ☐ 災害時の対応体制が決められている。 ☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。 ☐ こどもと母親及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ☐ 地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。	b
【コメント】		
地震などの自然災害や火災などを想定した訓練を毎月実施している。災害時の安否確認等のため、こども外出時には行先等も確認している。BCP(事業継続計画)の策定が努力義務になっている施設で、発電機等は備えてあるが、水・食料等の備蓄の整備に期待したい。		

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。 ☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ☐ 標準的な実施方法には、こどもと母親の尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。 ☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	b
【コメント】 標準的な実施方法については、運営ハンドブックをもとに職員へ説明し実施している。新任の職員が支援内容を習得できるように運営マニュアルも活用している。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 ☐ 支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。 ☐ 支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。 ☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。 ☐ 検証・見直しにあたり、職員やこどもと母親からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	a
【コメント】 こどもと母親それぞれ年2回の個別面談を行い、意見や要望等を把握したうえで自立支援計画の内容に反映したり、支援の見直しを実施している。職員会議において職員の呼び方を検討し、「〇〇先生」から「〇〇さん」に見直しを行っている。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 ☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。 ☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ☐ 自立支援計画には、こどもと母親一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。 ☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、こどもと母親の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。	b
【コメント】 入所時における自立支援計画については、福祉事務所からの調査票をもとに面談で意向や目標等も確認し策定しており、1、2か月程度生活の様子をみながら確定している。計画の策定においては多職種で検討し合議する仕組みもある。		

	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 ☐ 自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。 ☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもと母親の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	b
【コメント】		
子どもと母親それぞれ年2回の個別面談により自立支援計画の実施状況を振り返り評価・見直しを行い、新たな計画策定に反映できるように取り組んでいる。		
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
	① 44 子どもと母親に関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 ☐ 子どもと母親の身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ☐ 自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。 ☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。 ☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	b
【コメント】		
子どもと母親に関する支援の実施状況については、パソコンの支援システムに記録し、職員が業務引継ぎも含め随時確認のうえ情報を共有している。		
	② 45 子どもと母親に関する記録の管理体制が確立している。 ☐ 個人情報保護規程等により、子どもと母親の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ☐ 記録管理の責任者が設置されている。 ☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ☐ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	a
【コメント】		
全国母子生活支援施設協議会倫理綱領や各種研修の中で職員が個人情報保護に関する内容を理解し遵守している。パソコンの操作や記録の管理については、パスワードによる制限やウイルス対策等も行っている。		

内容評価基準（25項目）

A-1 こどもと母親の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもと母親の権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されている。 ☐ こどもと母親の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ☐ こどもと母親の権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。 ☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 ☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 ☐ 必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。 ☐ こどもと母親の思想・信教の自由を保障している。	a
【コメント】		
権利侵害の防止と早期発見のため、常時こどもや母親の話を聞くようにしている。権利擁護について講義で学び、施設内に倫理綱領を掲示して理解を深め、職員会議でも定期的に検討している。さらに隣県の母子生活支援施設連絡協議会に参加し、共同でこどもの権利擁護についてのハンドブック作成に取り組んでいる。		
(2) 権利侵害への対応		
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。 ☐ 不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。 ☐ 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。 ☐ 不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。 ☐ 職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。 ☐ 不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。	a
【コメント】		
職員同士や利用者に対するハラスメント防止対策を策定し、ふだんの支援の中で、こどもや母親の言葉はもちろん、何らかのサインや訴えを見逃さないようにし、不適切なかかわりが行われていないことを注意深く確認している。不適切なかかわりがあった場合は、利用者からの聞き取りでの状況把握、内容確認、注意喚起の手順で対応し、必要に応じて研修を受講させ、厳正に対処することとしている。		
②	A3 いかなる場合においても、こどもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。 ☐ 不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、こどもと母親に周知している。 ☐ 不適切な行為に迅速に対応できるように、こどもと母親からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。 ☐ 不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。 ☐ 不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、こどもや母親に伝え、良好な人間関係の構築を図っている。	a
【コメント】		
母親同士、こども同士の関係に気を配り、母親会(常会)やこども会に職員と一緒に参加し見守っている。母親には入所時説明し、入所後も折に触れて声をかけている。プライベートに踏み込まれたくない母親が増えている傾向をふまえ、行事などの機会に母親同士の関係づくりができるようにしている。こどもには、成長発達過程において気持ちを言語化できるよう、日々丁寧にかかわっている。		

③	A4 こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 ☐ 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、こどもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。 ☐ こどもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。 ☐ 不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。 ☐ 常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。	a
【コメント】 虐待や面談DVを経験しているこども、母親自身が虐待を受けた経験がある人がいるため、息の長い支援を心がけている。心理職による面談を通して、こどもの人権や自分も相手も大切にすることを母親に伝えている。保育士が育児の手助けをし、母親と共にこどもと遊びながら、子育てを自然に学べるよう支援している。		
(3) こどもと母親の意向や主体性の配慮		
①	A5 こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 ☐ こども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。 ☐ こどもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。 ☐ 活動を通して、こどもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。 ☐ 母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。 ☐ 母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。	a
【コメント】 遊びや学習に使える学習室を開放し、こども同士の良い関係ができるように職員が見守っている。こども会を月1回開催し、こどもが司会を持ち回りで担当している。母親会（常会）は夕食を準備して参加しやすいように工夫し、意見を言いやすい機会を作って、行事に母親の意向をできるだけ取り入れるようにしている。階ごとにリーダー（階長）を持ち回りで務めてもらい、退所後の地域生活に役立つ経験を積めるようにしている。		
(4) 主体性を尊重した日常生活		
①	A6 日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行っている。 ☐ こどもや母親の自尊心や強みを大切にした支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。 ☐ こどもと母親とに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワメントしていく支援を行っている。 ☐ 常にこどもと母親の主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。	a
【コメント】 施設が安心・安全な場所であることを理解してもらい、日常会話や生活でありのままの母親自身を認め、否定せずに受け止めて自己肯定感が回復し高まるように支援している。こどもと一緒に生活する経験を積み重ね、できないことを指摘するのではなく、できていることを認め、できるようになるまで待ち支えていくよう意識している。		

②	A7 行事などのプログラムは、こどもや母親が参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
	☐ こどもや母親が施設での生活を楽しめるような企画を用意している。	
	☐ こどもと母親の主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。	
	☐ 母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。	
	☐ こどもや母親の状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。	
	☐ 行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。	

【コメント】

ひとり親家庭では体験しにくい遠足など施設での生活を楽しめるようにプログラムを工夫している。母親会(常会)で企画へのアイディアをもらい、それぞれができることを分担し、役割があることで主体的で積極的な参加となっている。行事実施後は担当者が母親の声や意見を聞きながら報告書にまとめ、次回の企画に活かしている。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A8 こどもと母親が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
	☐ 退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。	
	☐ 退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、こどもと母親が適切な支援が受けられるようにしている。	
	☐ 退所後も電話や来所によって施設に相談できることをこどもと母親に説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した(学童保育・学習支援・施設行事への招待等)支援を提供している。	
	☐ 退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。	
	☐ 必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。	

【コメント】

母親から退所の意向を受け、退所まで継続的な面談を行うなど次のステップで安定した生活が送れるよう支援している。退所後の支援計画は策定していないが、退所後の窓口を設け、電話での相談が受けられるようにしている。近隣であれば行事に誘うなどして施設に足を運んでもらったり、遠方に居住している場合は機会があれば訪問し、退所後の生活が安定していることを確認している。

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本		第三者 評価結果
①	A9 こどもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
	☐ こどもと母親がそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。	
	☐ こどもと母親の課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。	
	☐ こどもと母親が、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。	
	☐ 資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。	
	☐ 専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置し、職員間で連携・協議を行っている。	

【コメント】

個別の課題は、必要に応じて母子指導員・少年指導員・保育士・公認心理師が連携し情報共有や支援会議を行っている。担当者や心理職が医療機関と連携し医師の意見を求めながら支援しているケースもある。こどもの個別の課題は、こどもと母親それぞれの意向を聞き学校と連携し支援している。スーパーバイザーの指導の機会を定期的に持ち、個別ケースの経過を報告し支援内容を確認している。

(2) 入所初期の支援

①	A10 入所に当たり、こどもと母親それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
	☐ 入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。	
	☐ こどもと母親が安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。	
	☐ こどもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。	
	☐ 必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。	
	☐ 居室は、こどもと母親が生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。	
	☐ 身体に障害のあるこどもや母親に対しても、安全に生活ができるように配慮している。	

【コメント】

児童相談所や福祉事務所からの情報をもとに個別にアセスメントを行い、入所直後の支援を開始し、電化製品や家具・生活用品などの貸出しを行っている。精神的な安定と職員との信頼関係を構築するように丁寧にかかわるように努め、生活が落ち着いてから課題やニーズを整理して、改めて支援計画を策定している。

(3) 母親への日常生活支援

①	A11 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
	☐ 生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。	
	☐ 心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。	
	☐ 必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。	
	☐ 経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。	
	☐ 支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。	

【コメント】

母親との信頼関係を重視し、安定した生活に必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて、その基となる衣食住の安定、心とからだの健康管理のための支援を行い、必要に応じて貯金の指導も行っている。

②	A12 母親の子育てのニーズに対応するとともに、こどもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
	☐ 母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。	
	☐ 母親の状況に応じ、こどもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。	
	☐ 母親がこどもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。	
	☐ 虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。	
	☐ 必要に応じて、こどもが通う保育所や学校と連携している。	

【コメント】

母親の就労およびその継続を図るため、未就学児の補完保育や送迎支援、病児保育を行っている。必要に応じて専門機関、保育所・学校等関係機関との連携も図っている。

③	A13 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
	□母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。	
	□施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。	
	□対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。	
	□社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。	
	□施設内の他の子どもや母親との間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。	
【コメント】		
母親と職員との信頼関係が築けるようコミュニケーションを大事にしており、各世帯の実情に応じたきめ細かな支援を行っている。施設行事への参加を通じて母親同士の交流を促し、関係づくりの支援を行っている。		
(4) 子どもへの支援		
①	A14 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
	□子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。	
	□放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。	
	□DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。	
	□母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。	
	□施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。	
【コメント】		
子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。放課後の活動場所を確保し学習支援等を行っている。母親のニーズや状況に応じ、通院時の送迎支援も行っている。被虐待児等、特別な配慮が必要な子どもには、心理職による面談を行うなど、一人ひとりの違いに応じたきめ細かな支援を行っている。		
②	A15 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
	□落ち着いた学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。	
	□学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。	
	□進学や就職への支援について、子どもと母親双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。	
	□学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。	
	□学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。	
□子ども一人一人の個性を重視した相談・支援を行っている。		
【コメント】		
学校との連携を図り子ども一人ひとりの状況把握に努めている。学習習慣獲得のため下校後すぐに学習できる環境を整えており、地域の学生ボランティアの協力も得て学習の支援を行っている。		

③	A16 こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。 ☐ 母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。 ☐ ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。 ☐ 悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。 ☐ 自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。 ☐ 専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。	a
【コメント】 担当職員だけでなくボランティアや実習生、地域の方々等、様々なおとなのかかわりを設け、おとなとの信頼関係が構築できるように支援している。「自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えること」について、その能力が向上するよう日常のかかわりにおいて支援している。専門的なプログラムにもとづいた感情表現のグループワークも行っている。		
④	A17 こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。 ☐ 性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。 ☐ 職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。 ☐ 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。 ☐ 年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。 ☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員やこどもに対して実施している。	b
【コメント】 スーパーバイザーによる職員研修を行い、性教育について職員のレベルアップを図っている。こどもの年齢・発達段階に応じた教材として、幼児・小学生には絵本などで正しい知識、関心が持てるように取り組んでいる。中・高生向けには、スライド教材や無料動画等を活用し性教育について正しい知識を得られる取組に期待したい。		
(5) DV被害からの回避・回復		
①	A18 こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。 ☐ 緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。 ☐ 24時間の受け入れや広域利用など、広くこどもと母親の緊急利用を受け入れている。 ☐ 役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。 ☐ 緊急時対応マニュアルを作成・整備している。 ☐ 緊急利用のための生活用品等を予め用意している。	a
【コメント】 広域入所など広くこどもと母親の緊急入所を受け入れている。県からの緊急一時保護事業の受託や、さらに母親の夜間の救急受診時の一時保育も行っており、24時間の受け入れ体制が整っている。		

② A19 こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	☐ 保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。 ☐ 弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。 ☐ DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、こどもと母親の意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。	a
【コメント】 DV支援に関する研修への参加を通して施設全体でも共有し、専門的な対応をできるように研鑽に努めている。弁護士等の支援も受けながら母子の安全確保に取り組んでいる。		
③ A20 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	☐ DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。 ☐ DVから脱出することができたことを評価し、安心し安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。 ☐ 心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。 ☐ 必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。	a
【コメント】 心理的ケアについては、心理療法担当職員が面談したり、専門の医療機関とも連携しながら支援を行っている。必要に応じて医療機関でのグループワーク等の回復を支援するプログラムも準備している。		
(6) こどもの虐待状況への対応		
① A21 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	☐ 暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。 ☐ こどもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。 ☐ こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。 ☐ 医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。 ☐ 心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。 ☐ 被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。	a
【コメント】 こども一人ひとりを大切に、自らも大切な存在であることを理解できるように生活の中で寄り添いながら支援している。関係機関との情報交換や必要に応じて心理療法担当職員との面談も実施している。		

(7) 家族関係への支援

①	A22 家族関係の構築や安定のために子どもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
	☐ 母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	
	☐ こどもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	
	☐ 家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。	
	☐ 必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。	

【コメント】

生活において最も心の支えになる存在が家族になることから、家族関係の安定のために相談等の支援を行っている。母子関係の状況に応じて職員が介入したり双方に寄り添いながら関係改善に向けて調整している。

(8) 特別な配慮が必要な子ども、母親への支援

①	A23 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な子どもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
	☐ 社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。	
	☐ 公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。	
	☐ 精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。	
	☐ 障害や精神疾患がある場合や外国人の子どもや母親へは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。	

【コメント】

障害や精神疾患など支援が必要な場合は医療機関を受診し専門医より意見や助言を得て支援に活かしている。外国籍の子どもや母親には国際交流協会等からの通訳・翻訳等の支援も得られるように調整している。

(9) 就労支援

①	A24 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
	☐ 母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。	
	☐ 資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。	
	☐ 公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。	
	☐ 母親が安心して就労できるように補完保育(残業や休日出勤時の保育等)、病後児保育、学童保育などを行っている。	

【コメント】

補完保育や学童支援の実施により安心して働けるよう環境を整えている。介護関係や各種資格取得に向けハローワークや福祉人材センター等と連携を図りながら、必要に応じて同行支援も行っている。

②	A25 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
	☐ 職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。	
	☐ 母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。	
	☐ 障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。	
	☐ 就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。	
	☐ 必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。	

【コメント】

仕事の悩み等を聞くなど相談に乗ったり、必要に応じて職場との調整など就労の継続に向けた支援を行っている。一般就労が難しい場合でも福祉的就労等を活用できるように関係機関と連携している。